

公益財団法人青森県りんご協会 役員報酬規程

(役員報酬)

第1条 定款第29条に定めるとおり、この法人の理事及び監事は、無報酬とする。

(規程の改廃)

第2条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て、行うものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。